

河合町議会会議録

令和8年 6月17日 開会

河合町議会

令和8年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

第 4 号 （6月17日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○委員長報告	3
○議案第27号、議案第31号から議案第33号、議案第36号の委員長報告、討論、採決	4
○議案第28号から議案第30号の委員長報告、討論、採決	7
○同意第4号の採決	10
○同意第5号の採決	10
○同意第6号の採決	11
○同意第7号の採決	11
○同意第8号の採決	11
○同意第9号の採決	12
○同意第10号の採決	12
○同意第11号の採決	13
○同意第12号の採決	13
○同意第13号の採決	14
○同意第14号の採決	14
○議員発議第3号の上程、説明、討論、採決	14
○議員発議第4号の上程、説明、討論、採決	16
○議員発議第5号の上程、説明、討論、採決	18
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	19
○閉会の宣告	19

○署名議員.....	21
------------	----

令和 8 年 6 月 1 7 日（水曜日）

（ 第 4 号 ）

令和8年第2回（6月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和8年6月17日（水）午前10時00分開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第27号 | 令和8年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第31号 | 河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第32号 | 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第33号 | 河合町料理教室棟設置条例の廃止について |
| 日程第 5 | 議案第36号 | 財産の取得について |
| 日程第 6 | 議案第28号 | 令和8年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 7 | 議案第29号 | 令和8年度河合町下水道事業会計補正予算について |
| 日程第 8 | 議案第30号 | 河合町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関
する条例の制定について |
| 日程第 9 | 同意第 4号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 同意第 5号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 同意第 6号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 | 同意第 7号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 | 同意第 8号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 同意第 9号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 | 同意第10号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 同意第11号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 同意第12号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第18 | 同意第13号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第19 | 同意第14号 | 農業委員会委員の任命について |
| 日程第20 | 議員発議第3号 | 河合町議会基本条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議員発議第4号 | 個別外部監査契約に基づく監査請求に関する決議 |
| 日程第22 | 議員発議第5号 | 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条
例について |

日程第 2 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	松 山 善 之
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	小 野 雄一郎
福 祉 部 長	浦 達 三	生活環境部長	森 川 泰 典
まちづくり 推進 部 長	中 島 照 仁	教育振興部長	中 尾 勝 人
総 務 課 長	西 村 直 貴	財 政 課 長	松 本 武 彦
建 設 課 長	吉 田 和 彦		

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	主 事	在 原 聖 人
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和8年第2回定例会を開会いたします。

本日の定例会は録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承を願いたいと思います。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。佐藤利治議会運営委員長より報告願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○4番（佐藤利治） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務文教常任委員会で審議されました、議案第27号、第31号、第32号、第33号、第36号。

厚生建設常任委員会で審議されました、議案第28号、第29号、第30号を審議し、次に、同意第4号から第14号について審議いたします。

その後、議員発議第3号、第4号、第5号を上程し、審議いたします。

最後に、議会運営委員長より提出しております、所管事項の閉会中の継続調査を審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたします。

◎議案第27号、議案第31号から議案第33号、議案第36号の委員

長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1、議案第27号、日程第2、議案第31号、日程第3、議案第32号、日程第4、議案第33号、日程第5、議案第36号を総務文教常任委員会に付託しておりますので、長谷川伸一総務文教常任委員長より報告求めます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川委員長。

○7番（長谷川伸一） 総務文教常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月5日の本会議において、当委員会に付託されました5議案、議案第27号、第31号、第32号、第33号、第36号について、6月11日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第27号 令和8年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

コミュニティ助成事業の助成制度は、工事費等が対象になるのかとの質疑があり、補助要綱では、基礎工事を伴う物置等は対象外となるとの答弁がありました。

また、消防施設費の補助確定までの流れについて質疑があり、県からの補助金は3月に要望調査があり、その後、4月に交付決定が出されるため、当初予算では計上せず、6月定例会で財源補正をしたとの答弁がありました。

次に、マラソン大会の経費は、企業版ふるさと納税が運営費となっているが、使途、使い道について要望があったのかとの質疑があり、マラソン大会での使用目的で寄附を頂いているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第31号 河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、物価変動等を考慮して、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるための条例改正との説明を受け、追加説

明資料にあるポスター掲示場の数について質疑があり、参考として前年執行の選挙と同数で影響額を算定しているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第32号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、理事者より社会経済情勢を鑑み、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分についてを改正するものと説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第33号 河合町料理教室棟設置条例の廃止については、理事者より説明を受け審議を行いました。

この料理教室棟の利用頻度について質疑があり、20年以上前に児童館や郷土料理作り等で利用していた経緯がある。また、この条例を廃止すると、新公民館条例での追加や修正等はないのかとの質疑があり、地方自治法上、条例に規定すべき内容は、公の施設の位置や使用料についてを規定する必要がある、既に新公民館条例で規定されているため、この条例の廃止を行っても、新公民館条例の改正は必要ないとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第36号 財産の取得については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

消防車の入替えは、計画に基づいて進められているが、物価高騰の影響を受けて、過去の購入価格からの変動について質疑があり、事業費として令和5年度は610万円、令和6年度は682万円、令和7年度から700万円を超えてきているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

なお、5議案ともに委員外議員からの質疑はありませんでした。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第27号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第27号 令和8年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

議案第31号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

(「議長、31号です」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) はい。これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第31号 河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については可決されました。

議案第32号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第32号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については可決されました。

議案第33号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第33号 河合町料理教室棟設置条例の廃止については可決されました。

議案第36号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第36号 財産の取得については委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第28号から議案第30号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第6、議案第28号、日程第7、議案第29号、日程第8、議案第30号を厚生建設常任委員会に付託しておりますので、梅野美智代厚生建設常任委員長より報告を求めます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野委員長。

○3番（梅野美智代） はい。厚生建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る6月5日の本会議において、当委員会に付託されました議案第28号、第29号、第30号について、6月11日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第28号 令和8年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

介護保険施設等における居住費や、ショートステイなどの滞在費の負担限度額の一部が改正されたことにより、システム改修が必要となり、その改修費用の財源についての質疑があり、必ず補助金がつくわけではなく、改修の内容によって変わるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第29号 河合町下水道事業会計補正予算については、理事者より、下水道ウォーターP P P導入に当たり、国庫補助金交付要綱の改正に伴い、北葛城郡4町の広域で検討することにより、財源補正が生じるものとの説明がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第30号 河合町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、理事者より説明を受けました。

条例を制定している他市町村の数について質疑があり、県内では奈良市、五條市、御所市、葛城市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、広陵町が定めており、早い所であれば、平成21年に制定されているとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は2名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第28号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第28号 令和8年度河合町介護保険特別会計補正予算については可決されました。

議案第29号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 討論ですか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、反対討論をさせていただきます。

この補正予算は、人件費関係と共に、当初予算で計上していたウォーターPPPに関する調査研究事業について、北葛城郡の広域で行う事業とするため、関連予算を減額補正するものであります。

しかし、このウォーターPPPの事業そのものが、国の強要で下水道事業の民間委託、民営化のレベルを段階的に引き上げ、施設の維持管理と更新工事などを委託するレベル3、5を受け入れると、10年後にはレベル4の運営権や利用料金の収受まで委託することになる。また、レベル3、5の民営化を実施しない自治体には、施設の更新工事への国の補助金を出さないことになるような計画となっております。

今回は、調査研究としながらも、2年後には実施することをほぼ決めておられております。このような、下水道事業を民間企業のもうけの場にしてしまう民営化を進めるための事業推進の関連予算であり、認め難く、反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第29号 令和8年度河合町下水道事業会計補正予算については可決されました。

議案第30号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 賛成多数であります。

よって、議案第30号 河合町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定については可決されました。

◎同意第4号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第9、同意第4号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第4号の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第4号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第5号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第10、同意第5号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより同意第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第5号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたします。

◎同意第6号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第11、同意第6号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより同意第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第6号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第7号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第12、同意第7号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより同意第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第7号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第8号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第13、同意第8号 農業委員会委員の任命についてを議題といたし

ます。

本案について、杵本光清議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、杵本光清議員の退席を求めます。

(8 番 杵本光清議員 退場)

○議長（疋田俊文） これより同意第 8 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第 8 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

杵本光清議員、入場願います。

(8 番 杵本光清議員 入場)

◎同意第 9 号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第14、同意第 9 号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより同意第 9 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第 9 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第 10 号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第15、同意第10号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより同意第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(正田俊文) 全員であります。

よって、同意第10号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第11号の採決

○議長(正田俊文) 日程第16、同意第11号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより同意第11号について採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(正田俊文) 全員であります。

よって、同意第11号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第12号の採決

○議長(正田俊文) 日程第17、同意第12号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより同意第12号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(正田俊文) 全員であります。

よって、同意第12号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第 13 号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第18、同意第13号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより同意第13号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第13号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたします。

◎同意第 14 号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第19、同意第14号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより同意第14号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第14号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

◎議員発議第 3 号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第20、議員発議第 3 号 河合町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

お手元に配付しているとおり、賛成者があります。

提出者の常盤繁範議員、議員の説明を求めます。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） はい、それでは、議員発議第3号 河合町議会基本条例の一部改正について発議させていただきます。

発議理由、読み上げさせていただきます。

河合町議会基本条例の一部改正について、河合町議会基本条例第36条、条例の見直しには、「議会は、常に町民の意見、社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の処置を講ずるものとする」とあります。

河合町議会は、この条文に基づき、議長の働きかけによって条例の規定について検討を行う協議を続けてまいりました。結果として、以下の条文の一部改正を行うことといたします。

1つ目、第18条、「会議における質疑応答」を、「会議における質疑応答及び反問権」とし、議員の質疑及び質問等に対し、論点を明確にし、議論を深めるため、町長等及び町職員は、議長または委員長の許可を得て、反問することができることを明記する。

2つ目、第31条、議会図書室は、条文を1項を追加し、地方自治法第100条第19項に定める図書室附置と、保管要件及び議会議員が構成員として出席する町長附属機関、一部事務組合議会の会議資料、会議録、その他の資料を議会図書室に保管し、閲覧に供することを明記する、この内容を改正したいという形で発議しております。

なお、第31条については、理事者のみにこの管理基準を強いる形ではなく、議会議員、議会事務局、また、理事者、3者がしっかりとこの31条の条文に基づいて閲覧できる形のを維持していくということを、意味合いとして、条文として、持っておりますので、各位におかれましてはご協力いただければと思うところでございます。

以上、河合町議会会議規則第13条の規定に基づき、令和8年6月定例会において、河合町議会基本条例の一部改正を発議するものであります。

なお、この条例は、令和8年7月1日から施行するという形でございます。奈良県北葛城郡河合町議会、発議させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議員発議第3号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議員発議第3号 河合町議会基本条例の一部改正については可決されました。

◎議員発議第4号の上程、説明、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第21、議員発議第4号 個別外部監査契約に基づく監査請求に関する決議を議題といたします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成議員があります。

提出者の中山義英議員、説明を求めます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それでは、議員発議第4号について読み上げます。

個別外部監査契約に基づく監査請求に関する決議。

地方自治法第98条第2項議会の監査請求、第252条の40第1項外部監査契約及び河合町外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第2項により、監査委員の監査に代えて外部監査人による監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

1、監査を求める事項、委託契約全般に関する事務の執行状況について。理由、令和2年11月に奈良県が本町に発令した財政の重症警報発令を受けて、令和4年3月に河合町財政健全化計画改訂版が策定されました。その後、財政状況は少しずつ改善されていますが、依然として重症警報の発令は続いています。

河合町財政健全化計画改訂版の中では、本町の財政状況における課題の1つとして、契約業務の適正化が挙げられ、その対策として随意契約の見直しや、金額の妥当性などの債権と、契約業務や内部管理経費の見直しによる行政経費の削減などが書かれています。

直近3か年において、一般会計決算で歳出合計に占める委託料の割合は、令和4年度が8億9,023万1,000円で12.1%、令和5年度が7億9,946万8,000円で9.4%、令和6年度が7億9,422万9,000円で8.7%と高い比率を占めています。

特に、委託契約に関する事務の執行に関しては、地方自治法第2条第14項で、「地方公共

団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められていることから、地方公共団体が委託契約を締結する場合、委託契約の必要性、事務処理の経済性、効率性、有効性が認められる場合に限り、実施されるべきものと解されます。

今回、委託契約に関する事務の執行をテーマに、専門的知見をもって個別外部監査を実施することは、委託契約に係る事務執行の合规性、経済性、効率性及び有効性を総合的に検証する上で、意義があるものと考えます。

以上のことから、河合町議会会議規則第13条の規定に基づき、令和8年6月定例会において、個別外部監査契約に基づく監査請求に関する決議をするものです。

令和8年6月17日、奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（疋田俊文） 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論を求めます」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成です。

○議長（疋田俊文） はい、常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、賛成討論させていただきます。

発議の理由については理解できるところでございます。その上で賛成討論をさせていただきます。

私としましては、この理由書に加えて、やはり、少し強調させていただきたいのは、入札に至る前の例えば予定価格の算定、そういったところの部分、非常に町職員の方々におかれましても負担になっているのではないのかと。それも踏まえて、最近の入札に対して不調という状態も出てきている形であります。

こういった状況を鑑みまして、一度外部にしっかりと監査をいただいて、今後の入札制度ですとか、予定価格の算定基準ですとか、そういったところを、法律に基づいて行っているのは分かるんですけども、しっかりとチェックしていただいて、法に基づいて何か不備があると、また指摘されるポイントがあるのであれば、改善に向かうと。それが財政健全化につながるという形で私は賛同させていただいておりますので、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) ないようですので、討論を打ち切ります。

議員発議第4号に賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 賛成多数であります。

よって、議員発議第4号 個別外部監査契約に基づく監査請求に関する決議は可決されました。

◎議員発議第5号の上程、説明、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第22、議員発議第5号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、所定の賛成議員があります。

提出者の岡田康則議員の説明を求めます。

○11番(岡田康則) 議長。

○議長(疋田俊文) 岡田康則議員。

○11番(岡田康則) それでは、読ませていただきます。

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議員の公務のための旅行に係る旅費の規定については、社会経済情勢の変化に伴う物価高騰等の影響を踏まえ、実態に即したものに見直しを行い、適切な旅費制度の運用を図るため、本条例において所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

令和8年6月17日、北葛城郡河合町議会。

以上でございます。

○議長(疋田俊文) 討論を省略して採決を行います。

議員発議第5号に賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議員発議第 5 号 河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続していきたいという申合せがありました。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中も継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告の申出のとおり、閉会中も継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、今期定例会に付議された案件は全て議了しました。

令和 8 年第 2 回定例会はただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前 10 時 40 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 杵 本 貴 司

署 名 議 員 岡 田 康 則